

地域計画策定・推進のため 地域計画運営会議を設置します

地域農業を今後どうしていくか【協議の場】を設定します。

現在、各地区で行われている「空いた農地誰が作る?」、「効率よくするのに農地の交換をしよう」など、地域の農業を相談する場を設立します。各地区の協力員、農家組合、営農組織、中山間・多面的組織、認定農業者、営農法人、自治会など地域によってメンバーを選定します。

メンバーも
地域によって
異なって
OK!

地域計画策定「●●地域計画」内の、各地区での話し合い

① 地区検討会議(案)

「●●地域計画」内の、各地区では、農地の権利移動の連絡があった際に、農地の地権者・耕作予定者、担当の農業委員、推進員や協力員、組合長等が出席し、農業委員会から配布の現況地図(耕作者地図)を広げて新たな農地の権利移動等を話合います。★協力員、委員は、情報を把握し、次回開催の「地域計画運営会議」へ出席します。

地区検討会議参加メンバー【案】

農業委員、協力員、農家組合長、耕作者、地権者、自治会長 等



地区
単位

② 地域計画運営会議(案)

「●●地域計画運営会議」は、市が主催して、地区公民館等で開催します。市の担当者や農業委員、機構や振興局等が出席し、新たな農地の権利移動について確認するとともに、地域計画の見直しや取組状況、地域課題の意見交換など、協議を行います。

地域計画運営会議参加メンバー【案】

農業委員、協力員、宮津市、中間管理機構、振興局 等



旧村
単位

地区検討会議では具体的に何を話合うの？

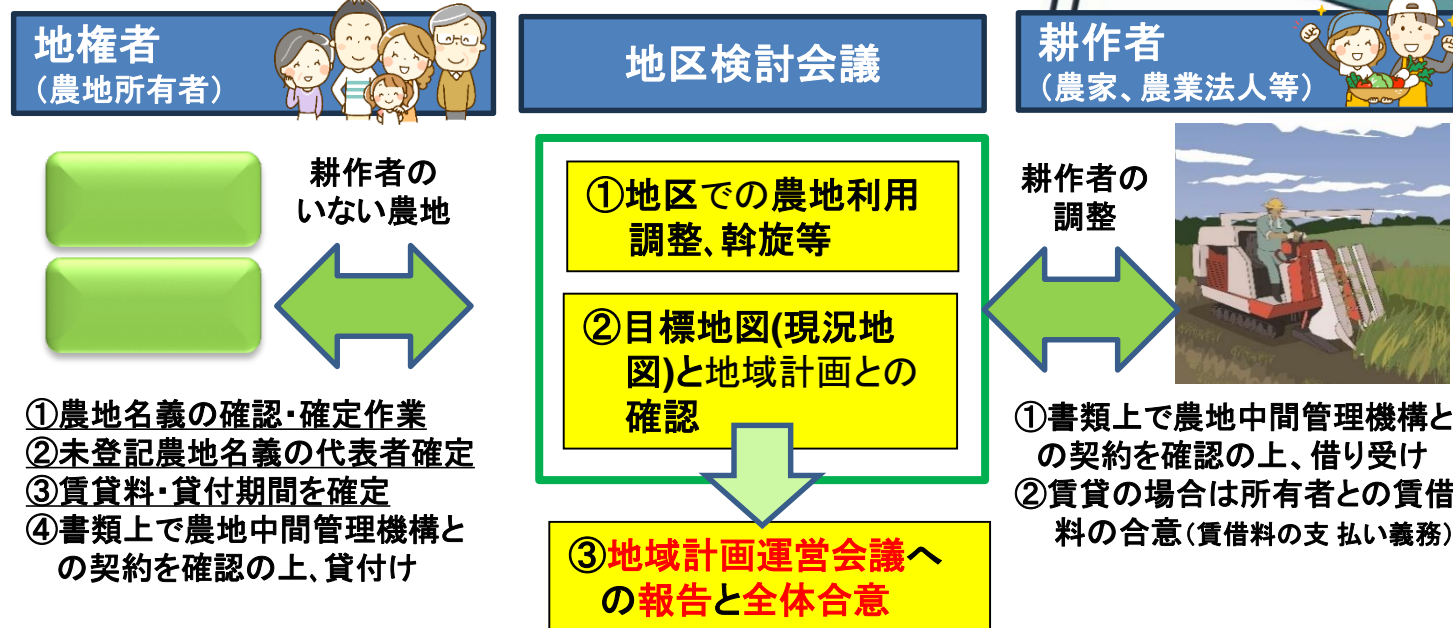
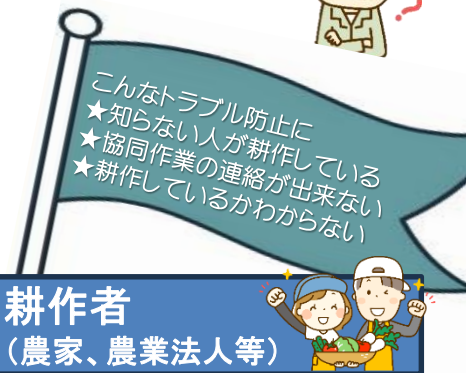


農地の出し手(地権者)・耕作の受け手(耕作者)・地域と、顔の見える関係で地域農業を地域ぐるみで話合しましょう!



①農地中間管理事業で行われる貸借の確認

- ★法改正により、農地の貸借は農地中間管理事業のみ
- ★農地の貸借は、地域計画(目標地図)に記載されている耕作者のみが農地の借り受け者として貸借が可能となる(貸借期間は基本10年、短縮5年)



②農地に関する相談や、営農に関する相談の受付や対応

「そろそろ農業をやめようかと…」

地区検討会議で空きそうな農地を誰が耕作できるか対応を検討。中山間、多面的など、補助対象地の場合もあるため、各組合とも相談検討して下さい。



「農業しようと思うが何もわかならない…」

農地、機械を継承しやる気があっても、使い方・やり方がわからないから諦める方も。そんな地域の方の受皿に。



「相続したけどどうしたら…」

農地を確認し地区でどうしていくか検討を。空き家になる場合や隣接した家庭菜園などの問題がある場合は、自治会含めた相談も必要になります。

「担い手がいない…」

「獣害がひどい…」

「何か補助的な事はないか」

地区だけでは解決が難しいことは、地域計画運営会議や宮津市へ相談して下さい。情報提供頂くことで、様々な解決の可能性が広がります。

